

# 平成26年度第2回出雲市入札制度等監視委員会

## 議事概要（ホームページ公表用）

開催日及び場所	平成26年11月21日（金）15時00分～17時00分 出雲市役所5階 入札室	
委員	委員長 河原 莊一郎（松江工業高等専門学校教授） 委員 野村 泰弘（島根大学大学院法務研究科教授） 周藤 滋（弁護士） 遠藤 泰夫（出雲市自治会連合会副会長） 横田 笑子（税理士）	
審議対象期間	平成26年4月1日～平成26年9月30日	
報告事項	（1）入札方式別発注工事の状況について （2）指名停止の運用状況について （3）低入札価格調査制度の運用状況について （4）苦情処理の運用状況について （5）その他	
審議事項	抽出案件（3件）	
	一般競争入札（通常型）	1. 佐田中学校改築建築主体工事
	一般競争入札（簡易型）	2. 西野小学校屋内運動場改築建築工事
	指名競争入札	3. 北本町谷田谷線舗装工事
		備 考 抽出の考え方（抽出担当：横田委員） ・今回は次の観点から抽出した。 ①契約金額が突出して大きい工事2件 ②指名競争入札のうち契約金額、落札率、応札数に着目し、指名数と応札数が同数である案件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意 見・質 問	
	別紙のとおり	回 答 別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	なし	

<b>【報告事項について】</b>	
(1) 入札方式別発注工事の状況について	
(2) 指名停止の運用状況について	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
(4) 苦情処理の運用状況について	
(5) その他	
意見・質問	回 答
① (1)～(4) 特になし	① -
<p>② その他の件 希望価格の設定について規定等教えていただきたい。</p> <p>希望価格と予定価格、入札価格との相関性があるのか。どういう基準で希望価格が設定されているのかわからない。機械的に何パーセントとすると別の弊害も出てくる。過去の実績において希望価格が機能していないということになれば問題も出てくる。</p> <p>検討する材料を提示し説明していただきたい。</p> <p>近隣の扱いについても説明いただきたい。</p>	② 次回の委員会で説明させていただきたい。
<p>③ その他の件 不落はあるのか。あれば何件か。</p>	③ 平成25年度は28件、今年度は9月までで13件である。25年度の9月までは3件で約4倍となっている。しかし、再入札や随意契約等により契約済である。
<p>④ その他の件 不調と不落の違いは。</p>	④ 不落は予定価格よりいずれも高い入札であった場合、不調は入札参加者が1者または無かった場合などである。

**【審議事項について】**

**1) 佐田中学校改築建築主体工事**

意見・質問	回 答
<p>① A級の業者でJVを組んでいるが組んだ業者はすべてA級か。</p> <p>地域の指定はあるのか。</p> <p>旧佐田町とか、そういう条件はないのか。</p> <p>結果的には、旧出雲市の業者か。</p>	<p>① 全てA級である。</p> <p>出雲市内に営業所がある業者に限る。</p> <p>市内以外の地域指定はない。</p> <p>旧出雲市2社と旧佐田町1社である。出資割合は、代表者50%、構成員が30%と20%である。</p>
<p>② 入札希望価格は公表されているのか。</p> <p>予定価格は非公表か。</p> <p>入札希望価格や落札価格の記載で、消費税込とか消費税抜きとか表示があるが、落札額は希望価格より高いということか。</p> <p>入札希望価格の趣旨を説明いただきたい。</p> <p>何パーセントというような設定なのか。</p> <p>落札額は希望価格を上回った方がよいのか、下回ったほうがよいのか。</p> <p>入札希望価格は消費税を除いて記載している理由は何か。予定価格と比較しにくい。</p>	<p>② 公表している。</p> <p>予定価格は事後公表している。</p> <p>落札額が入札希望価格より高かったということである。</p> <p>以前は予定価格を事前公表していたが、事前公表を廃止したときに、目安となる金額として入札希望価格を公表している。設定については、落札率等を勘案している。</p> <p>過去の落札率等を参考に工種ごとに設定している。</p> <p>市としては、下回るほうが予算執行からするとよいが、上回っても問題ない。予定価格の範囲内であればよい。</p> <p>入札価格の比較は消費税抜きで行うので入札希望価格についても消費税抜きとして表示している。</p>



<p>通達か何かによるのか。</p>	<p>はい。(国土交通省の通達による)</p> <p>契約約款の第26条賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更として記載している。</p>
<p>⑥ 配置技術者は、代表者と構成員は1名ずつ、計2名専任で必要か。</p> <p>技術者が不足しているということで、条件が緩和されているように聞いたが、出雲市はどうか。</p>	<p>⑥ 専任の配置を求めている。</p> <p>技術者の兼務の緩和については、出雲市も適用している。主任技術者については兼務について件数の要件はない。専任の主任技術者は、厳しい要件であるが、国に従って適用している。現場の関連性(10km以内、同じ下請け業者であることなど)が必要。通常は専任の主任技術者の兼任は難しい。</p>
<p><b>2) 西野小学校屋内運動場改築建築工事</b></p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>① 格付けのA級はJVの全社でなくてもよいのか。</p> <p>資料にランク表はあるのか。</p>	<p>① 全社がA級である。</p> <p>次回から最新のものを準備します。</p>
<p>② 西野小学校の関係では、関連と思われる工事が他にもいくつかあるが、同じ学校名の工事であるが別のものか。</p> <p>電気工事とか管工事は工事の種類が違うということか。</p> <p>同じ西野小学校の工事で、建築一式工事という案件もあるが。</p> <p>同じ小学校でも、施工場所が離れていれば別の工事になるのか。</p>	<p>② 建築工事とそれに付随する設備工事(機械や電気工事など)で200万円を超えるものは分離発注している。</p> <p>いずれも建築工事ではあるが、受注機会の確保のため、一つの現場では一つの業者が全て受注できないようにしている。</p> <p>別の場所の工事であり、関連の工事ではない。</p> <p>校舎棟の工事であり、工事内容も防火シャッターの工事であり、発注時期も別の時期である。</p>

<p>佐田中学校改築建築主体工事では、期間の前半と後半の工事内容の説明があり、全体の関連工事がどうなっているかがよくわかった。</p> <p>工事を2つに分ける場合は、なぜ分けるのかを一定程度チェックすべきである。</p> <p>今後、同時期の関連の工事を含めて説明いただくと理解しやすいので工夫してほしい。</p>	<p>今後そのようにします。</p>
<p>③細かく分けた方が完成の時期が早くなるのか。</p>	<p>③そうではなくて、一体として発注すると元請1社が受け、関連工事を下請けに出すことになる。</p> <p>別途発注する場合は、それぞれが元請として入札に参加でき工事もできるので、(設備関係の)業界からは別途発注してほしいとの要望がある。そのことが入札参加機会を均等に広げることになる。</p>
<p>④各専門工種で競ったほうが全体的な合計金額が下がるという期待はないのか。</p>	<p>④例がなく比較することができないのでわからない。一概にそうはいえないのではないか。</p> <p>一括工事で安価に発注した場合は、下請業者がさらに低価格で受注することにもなりかねない。</p>
<p>⑤下請業者が厳しくなるということか。</p>	<p>⑤はい。</p>
<p>⑥元請と下請の請負額の配分の面から、分けたほうがよいということか。</p>	<p>⑥正当な競争で安くなるのはよいが、下請けの立場では、請負額の配分において仕事がやりにくいというところがあるようである。</p>
<p>⑦工種で分けるのは、建設業の許可の関係はないのか。</p> <p>許可の取り方は工事によって違うと思うが、仮に建築一式工事の業者が電気工事の許可を持っていても、分けるのか。</p> <p>建築一式工事を落札した業者が、次の電気工事の入札に参加することは可能なのか。</p>	<p>⑦建築一式工事を受けて下請けに請け負わせるということは可能である。</p> <p>持っけていても分けている。金額の大きいものについては、発注の段階から電気設備工事などを分けている。</p> <p>発注にあたっては、工事毎の工期を考えて、入札時期を調整している。</p> <p>入札の条件として不可としている。次の入札も含め、いずれにしか参加できない。1社の独占はできないようにしている。</p>

3) 北本町谷田谷線舗装工事	
意見・質問	回 答
<p>①何年がかりの事業か。</p> <p>それぐらい（の年数）はかかるだろうということか。遅れたという認識はないのか。待っているがなかなか開通しないようだが。</p> <p>県道から北へは伸びないのか。</p>	<p>①平成15年度から実施している。平成16年度から測量設計、平成19年度から工事にとりかかっている。</p> <p>はい。</p> <p>国の交付金を受けて実施しているが、交付額が十分ではなかったり、大きな物件補償があり、用地取得に期間を要したということもある。</p> <p>平成26年12月に完成する予定である。</p> <p>要望はあるが、計画は立っていない。</p>
<p>②同じ車道でも県道と市道では、アスファルトの厚さに設計基準の違いがあるのか。</p> <p>コスト的にも相当違うのか。</p>	<p>②道路法に基づく、道路構造令に従っている。舗装の厚さは大型車両の通行量を勘案している。県道は大型車の通行が多いが、市道はそこまでは多くないと想定しており、薄い舗装構成となっている。</p> <p>舗装だけみると、県道は表層と基層の2層であるが、市道は表層の1層である。よって、2倍ぐらいの違いがある。</p>
<p>③その場合、1層と2層では2層が厚い感じがするが、後のメンテナンスの関係はどうなのか。影響がでると思うが。交通量にもよるのか。</p> <p>最初にきちっとしたものを作っておいたほうが、後々耐用年数が長くなるとか、そういった点も一定程度は実績的にはどうなのかということも何かの機会に考えていただきたい。</p>	<p>③舗装の設計期間は10年としている。県道は通行量が多く、市道は少ないため、舗装の厚さは異なるが、補修が必要となる時期は同じと想定している。</p> <p>国の交付金が入っており、会計検査院の調査を受ける。その際に交通量に見合っていない舗装をしたために交付金の返金ということになってはならないので基準に従って施工することになる。</p>
<p>④県道側についてはアロケーションか。</p>	<p>②市が原因者であるので、付加車線は100パーセント市で施工している。</p>
<p>⑤盛土は今回の工事に含まれているのか。</p> <p>別の業者が下の方は施工しているのか。</p>	<p>⑤前回工事の部分であり、今回の工事には含まれていない。</p> <p>はい。</p>

<p>⑥入札に参加した業者は舗装専門か舗装を得意としている業者か。</p> <p>路床や盛土は、また別の業者がやるのか。</p>	<p>⑥舗装専門の業者である。自社でアスファルトフィニッシャーなどの機械を保有しており、ある程度完成実績の出来高が高いことが指名の基準である。</p> <p>土木工事と舗装工事の分割発注を基本にしている。舗装工事は、300万円以上舗装部分があれば分割している。</p>
<p>⑥舗装工事については入札参加率が高いということであったが仕事が少ないからか。</p> <p>落札率や価格の動向について、一概に安ければよいという問題ではない。今後新規の舗装工事だけではなく補修工事など工事計画についても関連がでてくると思う。分析をしながら、今後の工事に反映させていただきたい。</p>	<p>⑥入札の件数としては比較的少ない。</p>